

# 子育て支援新制度」に伴い

平成27年4月  
スタート!

# を条例化

原案可決（賛成全員）

施設・事業の設備・運営  
に関する基準

文教福祉常任委員会で審査



「**小規模保育**（利用定員6人以上19人以下）」「**家庭的保育**（利用定員5人以下）」「**居宅訪問型保育**」「**事業所内保育**（主に従業員の子ども、地域で保育を必要とする子ども）」の4事業が新たに市町村の認可事業となります。

これに伴い、**事業所の設備及び運営に関する基準**が定められました。

**放課後児童健全育成事業**とは、保護者が日中就労等で家庭にいない小学生に対し、授業終了後の遊びや生活の場を提供するものです。放課後児童健全育成事業を行う事業者は、市町村に届け出を行ってから事業を実施します。そのため、**職員の資格・人数、設備、開設日数・時間などの基準**が定められました。

経済建設常任委員会で審査

町が事業主体の「文化センター周辺地区」土地区画整理事業を行うための基準が定められました

原案可決（賛成全員）

### 主な内容

- ・土地区画整理事業の名称
- ・施行地区に含まれる地域の名称
- ・土地区画整理事業の範囲
- ・事務所の所在地
- ・費用の負担
- ・保留地の処分方法
- ・土地区画整理審議会

※区画整理を行う地区の実情に合わせて、地区ごとに条例を定めることになっています。

また、この土地区画整理事業を実施するのに当たり、先行して用地を取得し、造成した土地の販売を行います。そのため、「**玉村町宅造成事業特別会計**」が設置され、予算額は10億534万円となりました。

法人住民税・軽自動車税などの税率が改正されます

原案可決（賛成全員）

●法人住民税の法人税割

制限税率14・7%（現行）▼12・1%に引き下げ

（平成26年10月1日から適用）

●軽自動車税の標準税率…原則1・5倍に引き上げ

（貨物や営業用などは約1・25倍）

（平成27年度から適用）

## 補正予算

原案可決(賛成全員)

一般  
会計  
(第5回)

9億669万円増額し、総額125億5311万円になりました

### 【主なもの】

コミュニティ活動拠点整備事業 7228万円

役場周辺地区公共施設等高度利用計画に基づき、多世代交流施設を整備するための工事費等

社会保障・税番号制度に伴うシステム改修費

2388万円

放課後子ども環境整備事業 200万円

放課後児童クラブの対象児童が小学校6年生までに引き上げられることにより、新たに整備する放課後児童クラブで必要となる備品購入費

農地中間管理事業機構集積協力金事業

8072万円

農地中間管理事業の推進に伴う農地の集積協力金や経営転換協力金等の追加

宅地造成事業 5億8243万円

文化センター周辺地区の宅地造成事業を円滑に行うため、宅地造成事業特別会計への繰出金を追加

大雪被災家屋等支援事業 3000万円

2月の大雪で被災した住宅の修繕に対する補助金を追加

※万円未満切り捨て

## 保育の必要性 の認定基準

幼稚園・保育所・認定こども園等の施設・事業者から申請を受け、町が各施設の利用定員を定めたうえで、**給付による財政支援の対象となる施設**であることの確認を行います。

**確認を受けるに当たり、遵守しなければならない運営基準**が定められました。

保育所・認定こども園等を利用するときには**保育の必要性の認定**を受けることが必要になるため、その**基準**が定められました。

### その他

**たまむら道の駅(仮称)トイレ棟建設  
工事の契約金額が変更となります**

原案可決(賛成全員)

たまむら道の駅(仮称)トイレ棟建設工事については、入札時の条件として、本体建物工事の受注者が落札した場合は近接工事として取り扱い、共通仮設費や現場管理費などの調整を行うことになっていました。本体・トイレ棟の両工事を田中建設株式会社 玉村支店が落札したため、経費の調整を行うものです。

● 変更契約金額 7855万9200円

(514万8000円の減)

**漏水処理により損害を与えた  
食品会社に対する賠償額を決定**

原案可決(賛成全員)

平成25年9月に、藤川地区の町道において漏水修理後の排泥作業を行っていたところ、濁り水が送水され、会社に損害を与えてしまったものです。

● 損害賠償額 503万6767円

### 人事案件

#### 公平委員

八木 茂雄さん(昭和12年生 樋越)

新任

#### 固定資産評価審査委員

金子 一也さん(昭和15年生 箱石)

新任